



令和8年度

松戸市放課後児童クラブ利用案内



1 目的

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業です。

2 運営方法

松戸市では、全45ヶ所の放課後児童クラブの運営を、社会福祉法人・NPO法人・株式会社等へ委託しています。

3 開設時間・休所日

開設日	平日	下校時～午後7時
	土曜日	午前8時～午後6時
	学校長期休み	午前8時～午後7時
休所日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	

※平日は原則として午後1時から開設します。学校が早帰りの日は、学校の日課に合わせ開設します。

※インフルエンザ等の感染症の流行・自然災害による特別警報の発令や松戸市の警戒レベル等によっては、放課後児童クラブを休所とさせていただく場合がございます。

※市長が休所の必要があると認める場合、放課後児童クラブを利用することができません。

4 開設場所

全市立小学校に開設しています。詳しくは8ページ「松戸市放課後児童クラブ一覧表」をご覧ください。

5 利用要件

次の（１）～（３）を全て満たしている方が利用できます。

（１）本市に住所を有する小学校1年生から6年生までの児童

（２）利用する放課後児童クラブが設置された小学校に通学している又は通学予定で学籍があること

※私立又は市外の小学校に通学する児童の利用希望については子ども居場所課までお問合せください。

なお、利用については住所が属する小学校区の放課後児童クラブとなります。

（３）保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（午前中や夜間のみ就労の場合、利用できません。）

※出産の場合は、出産予定日の属する月の前後2ヶ月の合計5ヶ月以内まで利用することができます。

※育休取得期間中は放課後児童クラブをご利用になれませんのでご注意ください。

※上記の基準を満たしている場合でも、放課後児童クラブの利用状況により利用をお待ちいただく場合があります。

※前年度以前に利用料の滞納がある方は、ご利用前にすべて納付してください。納付がない場合、利用決定の審査に影響が出る場合があります。なお、納付に関するご相談をお受けしますので、ご連絡ください。

6 利用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（月単位での利用となります）

年度途中から利用する方は、利用開始日から令和9年3月31日までとなります。

※一時預かり施設ではないので、通年利用が原則となります。

※利用の要件を満たさなくなった場合（家庭での養育が可能となった場合等）は、その月までのご利用となります。

7 利用料

月額9,000円（令和8年10月より10,000円）※

・利用料の納付は原則として、口座振替となります。振替日は原則利用月の月末となります。

また、振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。口座振替方法については、利用決定時にご案内いたします。

・利用日数による日割りは行っておりません。利用の有無に関わらず在籍していれば月額利用料金が発生します。

※令和8年4月から9月まで9,000円。10月より10,000円となります。

下記利用料の減免を受けられる世帯につきましては、金額の変更はございません。

● 利用料の減免

利用児童の世帯が下記のいずれかの要件に該当する場合には、利用料の全部または一部の減免を受けることができます。申請される場合には、下記必要書類を子ども居場所課へご提出ください。

(1) 松戸市放課後児童クラブ利用料減免申請書

(2) 要件に応じた必要書類

要件	必要書類	減免後の利用料
松戸市教育委員会から就学援助の認定を受けている世帯（※1）	「令和8年度就学援助（準要保護）の決定について」の写し（※2）	月額4,000円
生活保護法に基づく被保護世帯	「生活保護受給証明書」	0円

(※1) 令和7年度に就学援助による利用料の減免を受けている場合は、令和8年度当初も就学援助による減免を受けた額でお支払いいただきます。ただし令和8年度の就学援助が非認定もしくは申請されなかった場合はその差額をお支払いいただきます。なお、令和7年度に就学援助の認定を受けた方も、減免を引き続き受ける場合は改めて減免申請が必要となります。

(※2) 「令和8年度就学援助（準要保護）の決定について」は、令和8年6-7月頃に学校財務課より受け取る書類なので、申請はその時期以降となります。

【提出先】 子ども居場所課へ郵送または窓口で提出してください。

詳しくは、22 問い合わせ先を参照してください。

※学校や放課後児童クラブではお受け取りできません。

※就学援助に関するお問い合わせは学校財務課(047-366-7460)へご連絡ください。

8 利用申込期間

(1) 令和8年4月からの利用を希望する場合（年度当初からの利用）

令和7年11月4日（火）～11月28日（金） 平日13:00～18:00の間

※上記期間を過ぎた場合（証明書類の提出含む）、特別な理由がない限り、令和8年4月1日から利用することができません。利用申込書の希望利用開始日に4月1日と記入されても5月以降の利用開始となります。

※原則すべての書類を揃えてお申込みいただきますが、事情により証明書類が期限までに間に合わない場合は、まずは利用申込書のみ期限までにご提出ください。

その場合、証明書類は12月12日（金）までに必ずご提出ください。

※転入等の特別な事情があり期限までに申し込みができない場合は、子ども居場所課までご相談ください。

※学校選択制を希望する場合は、必ず期限までに希望した小学校の放課後児童クラブに申し込みをし、結果が出た後申し込み内容に変更がある場合は速やかに子ども居場所課までお申し出ください。

(2) 令和8年5月以降の利用を希望する場合（年度途中からの利用）

申込期間：利用を希望する日の前々月末まで。（月末が放課後児童クラブ閉所日の場合は直前の開所日まで）詳しくは下記利用申込の期限早見表をご確認ください。

※月単位での利用となりますので、月途中で利用を始める場合も利用開始日はその月の月初となります。

【利用申込の期限早見表】

利用開始日	利用申込期限
令和8年 4月1日	令和7年11月28日（金）まで
令和8年 5月1日	令和8年 3月31日（火）まで
令和8年 6月1日	令和8年 4月30日（木）まで
令和8年 7月1日	令和8年 5月30日（土）まで
令和8年 8月1日	令和8年 6月30日（火）まで
令和8年 9月1日	令和8年 7月31日（金）まで
令和8年10月1日	令和8年 8月31日（月）まで
令和8年11月1日	令和8年 9月30日（水）まで
令和8年12月1日	令和8年10月31日（土）まで
令和9年 1月1日	令和8年11月30日（月）まで
令和9年 2月1日	令和8年12月26日（土）まで
令和9年 3月1日	令和9年 1月30日（土）まで

9 提出先

「利用申込書」及び「申込書にかかる同意書」と入所要件証明書類を揃え、利用を希望する放課後児童クラブへご提出ください。

※きょうだいで利用される場合には、利用人数分の申込書及び証明書類の提出が必要となります。証明書類については、2人目以降は写しも可です。

※上記書類の他、放課後児童クラブへ提出していただく書類があります。詳しくは、放課後児童クラブからご案内いたします。

※利用料減免申請書は、子ども居場所課へ郵送または窓口で提出してください。

※放課後児童クラブ利用に関する申込書類は、保護者が直接放課後児童クラブへ提出してください。

10 提出書類

(1) 必ず提出が必要なもの

・「 <u>松戸市放課後児童クラブ利用申込書</u> 」	きょうだいで申請する場合、申請人数分必要です。
・「 <u>松戸市放課後児童クラブの申込にかかる同意書</u> 」	
・ <u>入所要件を確認するための必要書類</u> ※以下の表をご参照ください。	保護者の人数分必要です。2人目以降はコピーしたものをご使用いただけます。

状況	証明書類	認定期間
就労している場合	就労証明書又は自営業届 ※就労証明書は、 <u>市の所定の書式を使用し、勤務先に記入してもらってください。</u> ※自営業の場合は、 <u>必ず実績が確認できる証明書類(確定申告書の控えの写し、開業届の写し、法人の登記簿謄本の写し等の中のいずれか1つ)</u> を添付してください。 ※変則就労により就労時間が記載できない場合は、必ず就労時間が分かる資料を添付してください。 ※育休期間中は利用できないため、利用決定は復職後となります。	就労期間に応じて無期雇用の場合、年度末まで
出産前後の場合	母子手帳等、保護者名及び出産予定日が確認できるものの写し	出産予定月の前後2ヶ月の合計5ヶ月以内
疾病、看護、障がい等の場合	診断書、障害者手帳、療育手帳の写し等 ※病名、症状、必要な療養期間、家庭での養育ができない旨が記載されたもの。	療養期間に応じて
就学、職業訓練等の場合	在学証明書及び時間割が確認できるものの写し又は職業訓練の受講期間・時間が確認できるものの写し	在学期間に応じて

求職活動中の場合	<p>求職活動申告書（指定様式）</p> <p><u>※利用開始日の2ヶ月後までに採用後の就労証明書等の確認ができない場合には、利用を中止していただくこととなりますのでご注意ください。</u></p> <p><u>※就労を挟まない限り、連続する求職活動を利用要件とすることはできません。</u></p> <p>利用不可な例）求職活動を要件に利用し、その後就労が決まらなかった場合は、再度求職活動を要件とした利用をすることはできません。</p> <p>利用可能な例）求職活動を要件に利用し就労した後、退職した場合は再度求職を要件に利用することが可能です。</p>	2ヶ月間
----------	--	------

※就労証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は虚偽の報告を行った場合、法令に違反する恐れがあります。

※就労証明書に記載の勤務先を退職したにもかかわらず、その事実を松戸市に知らせず利用を継続した場合は、利用決定の取り消しを行う可能性があります。

(2) 特別な支援を必要とする児童については、身体障害者手帳、療育手帳、通所受給者証、診断書等の写し

1.1 利用決定方法

(1) 新年度の利用申込に対する利用決定

利用要件を満たしているか子ども居場所課で審査の上、決定します。審査結果は、2月上旬～中旬に書面で通知します。

(2) 年度途中の利用申込に対する利用決定

審査期間を含め、最長で2ヶ月程度の期間を要します。審査結果は、利用開始月の前月中旬に書面で通知します。

1.2 利用決定の取消

次の(1)～(3)に該当する場合は、利用決定の取消を行う場合があります。

(1) 利用要件を満たさなくなったとき。

※年度途中で保護者が育児休業を取得する場合

※年度途中での保護者の求職期間が2ヶ月を超える場合

(2) 申込書等に虚偽があったとき。

(3) 正当な理由なく、松戸市放課後児童クラブの利用料を納付しなかったとき。

(4) 放課後児童クラブの管理運営上、支障があるとき。

1.3 利用の中止

年度途中で利用を中止される場合は、「松戸市放課後児童クラブ利用中止届」を中止希望月の当月20日までに放課後児童クラブへ提出してください。(20日が土日祝日の場合、前営業日となります。)

利用中止届をご提出されない場合は、その間の月額利用料が徴収されます。

※月単位での利用となりますので、月途中で利用を止めた場合も中止日はその月の月末となります。

例：令和8年4月30日で放課後児童クラブの利用を中止する場合（5月1日以降放課後児童クラブを利用しない場合）は、令和8年4月20日までに放課後児童クラブへ「松戸市放課後児童クラブ利用中止届」の提出が必要です。

1.4 利用の取下げ

利用開始前に利用をやめたい場合は「松戸市放課後児童クラブ利用中止届」を利用開始する月の前月20日までに放課後児童クラブへご提出ください。（20日が土日祝日の場合、前営業日となります。）利用中止届をご提出されない場合は、その間の月額利用料が徴収されます。

例：令和8年4月1日から利用決定しているが、自宅での養育が可能となり、放課後児童クラブを利用しなくなった場合は、令和8年3月19日（木）までに「松戸市放課後児童クラブ利用中止届」を利用予定の放課後児童クラブにご提出ください。

1.5 申込書・就労証明書等の内容に変更が生じた場合

住所の変更や氏名の変更など、「松戸市放課後児童クラブ利用申込書」の内容に変更が生じた場合には、「松戸市放課後児童クラブ利用申込書記載事項変更届」を放課後児童クラブへ提出してください。

なお、就労証明書や自営業届の内容に変更が生じた場合は、「松戸市放課後児童クラブ利用申込書記載事項変更届」と、新たな「就労証明書」又は「自営業届及び実績が確認できる証明書類」を提出してください。

1.6 登所・帰宅

放課後児童クラブでは、児童の安全を考え、保護者に児童のお迎えに来ていただくことを原則としてお願いしています。

また、送迎は徒歩または自転車をお願いいたします。車での送迎は原則禁止としています。

利用中、お迎えが予定より遅くなる場合は、速やかに放課後児童クラブにご連絡ください。なお、必ず19時まで（土曜日は18時まで）のお迎えをお願いいたします。

1.7 利用時間（適正利用）について

放課後児童クラブは就労等によりご家庭での養育が難しい児童をお預かりする場所です。お仕事がお休みの時は、ご家族でお子様と過ごす時間を大切にしましょう。また下記の適正な利用時間以外は、特段のご事情がない限り、お子様をご家庭で養育いただき、放課後児童クラブの適正利用にご協力いただきますようお願いいたします。

利用要件	適正な利用時間
就労、就学	就業（学）・通勤（学）に要する時間
疾病・看護・障がい、 出産前後	通院・送迎時、体調のすぐれないとき、ご家庭での児童の養育が難しい時間
求職活動中	面接等、求職活動でご家庭にいない時間

1.8 利用停止

(1) インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の流行により学級閉鎖となったクラスに在籍する児童は、蔓延防止のため放課後児童クラブを利用することが出来ません。

※ただし、急に短縮授業となった際は、当日に限り利用できる場合があります。

(2) 感染性の病気に感染した児童、または感染している恐れがある児童は、放課後児童クラブを利用することができません。

※利用停止となった場合、放課後児童クラブ利用料の返金はございません。

19 施設について

放課後児童クラブは学校敷地内の専用施設もしくは学校施設を使用しておりますが、一部学校敷地外の施設を利用している放課後児童クラブもあります。現在学校敷地内の施設を利用している放課後児童クラブも、今後の施設の借用状況によっては学校敷地外の施設を利用する可能性もございます。

また、学校内工事や学校施設の状況等により、開設場所が変更となることもございます。

利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご承知おきください。

20 安心でんしょぼと（登退所管理システム）について

利用児童の登退所状況や市・放課後児童クラブからのお知らせ事項などを保護者の皆様のスマートフォンや携帯電話などにお知らせするシステム「安心でんしょぼと」を導入しています。

保護者の皆様におかれましては、メールアドレスまたはアプリの登録が必要となります。登録方法等は利用決定後にご案内いたしますので、お手数ですが放課後児童クラブをご利用になる前にご登録をお願いいたします。

※急遽当日に登退所予定が変更になる場合は、必ず放課後児童クラブまでご連絡ください。

21 その他

児童を安全にお預かりするために、利用申込の後面談を行います。面談の日程は、放課後児童クラブよりご連絡いたします。集団生活をするにあたり児童の苦手なこと、支援員に気を付けてほしいこと、健康上の心配事等がある場合は、面談時に放課後児童クラブにお申し出ください。

22 問い合わせ先

(1) 放課後児童クラブ

8ページ「松戸市放課後児童クラブ一覧表」のとおり

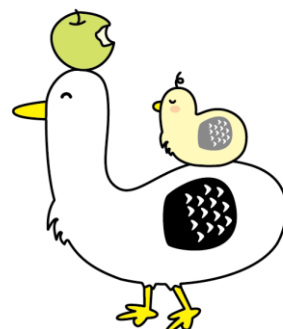
(2) 松戸市 子ども部 子ども居場所課（市役所新館9階）

〒271-8588 松戸市根本387-5

電話：047-366-7464

FAX：047-366-7473

E-mail：mcibasho@city.matsudo.chiba.jp



令和8年度 松戸市放課後児童クラブ一覧表 法人別

No.	設置小学校区	運営法人名	クラブ名	電話番号
1	馬橋小	社会福祉法人 小金原福祉会	馬橋	047-344-9681
2	常盤平第三小		常盤平第三	047-388-7724
3	根木内小		根木内	047-345-0454
4	八ヶ崎第二小		八ヶ崎第二	047-341-8423
5	中部小	社会福祉法人 ピスティスの会	中部	047-364-2625
6	相模台小		相模台	047-700-5225
7	古ヶ崎小		古ヶ崎	047-361-1842
8	和名ヶ谷小	社会福祉法人 さわらび福祉会	和名ヶ谷	047-391-8758
9	東松戸小		東松戸	047-710-5222
10	馬橋北小		馬橋北	047-701-7441
11	殿平賀小	社会福祉法人 晴香	殿平賀	047-343-7768
12	六実第三小		六実第三	047-388-9700
13	小金小		小金	047-341-0406
14	稔台小	特定非営利活動法人 ねばあらんど	稔台	090-5567-8817
15	栗ヶ沢小		栗ヶ沢	047-344-4472
16	松飛台小		松飛台	047-387-6979
17	六実小		六実	047-384-0206
18	新松戸南小		新松戸南	047-340-3740
19	幸谷小		幸谷	047-348-4222
20	新松戸西小		新松戸西	047-341-7077
21	北部小	特定非営利活動法人 松戸市学童保育の会	北部	047-363-4110
22	高木小		高木	047-389-5656
23	高木第二小		高木第二	047-385-5670
24	八ヶ崎小		八ヶ崎	047-345-9322
25	梨香台小		梨香台	047-391-4758
26	寒風台小		寒風台	047-363-8400
27	河原塚小		河原塚	047-392-5420
28	大橋小		大橋	047-391-2617
29	常盤平第一小	特定非営利活動法人 MASC	常盤平第一	047-385-5515
30	常盤平第二小		常盤平第二	047-387-2670
31	牧野原小		牧野原	047-384-4553
32	矢切小	特定非営利活動法人 すまいるキッズ	矢切	047-368-9036
33	金ヶ作小		金ヶ作	047-311-1572
34	六実第二小		六実第二	047-384-2388
35	松飛台第二小		松飛台第二	047-387-3147
36	横須賀小	社会福祉法人 にじの会	横須賀	047-345-6164
37	東部小	株式会社 学研ココファン・ナーサリー	東部	047-712-2837
38	上本郷第二小		上本郷第二	047-382-6097
39	南部小	株式会社 アンフィニ	南部	047-365-1771
40	上本郷小		上本郷	047-365-3276
41	柿ノ木台小		柿ノ木台	047-367-7232
42	小金北小	株式会社 エデュケーショナルネットワーク	小金北	047-344-9735
43	旭町小		旭町	047-348-3061
44	松ヶ丘小	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	松ヶ丘	047-701-8707
45	貝の花小	株式会社 明日葉	貝の花	047-345-0401